

## 福島高教組 これまでの歩みと主な実績

今では当たり前と考えられている給与、勤務条件、福利厚生などは、福島高教組の諸先輩方の努力により築かれてきたものです。

昭和44年度	結婚休暇（5日）の新設、出産休暇を産後6週間→8週間へ延長 成人病・精神疾患による病気休暇を90日→180日へ拡大
昭和45年度	産業教育手当の増額（農業・水産で支給率を7%→10%へ引き上げ）
昭和46年度	教職調整額（4%）の支給実現、産業教育手当の改善（工業の実習教員に10%支給）
昭和47年度	教員特殊業務手当（修学旅行など指導業務、対外運動競技等引率業務など）の新設
昭和51年度	出産休暇について、産前6週間→8週間へ延長
昭和53年度	配偶者出産休暇（3日）の新設
昭和63年度	教員特殊業務手当の改善（週休日の部活動指導業務手当を500円→620円へ改善など）
平成元年度	単身赴任手当の新設
平成3年度	新採用者への赴任旅費支給実現、新幹線通勤者に対する通勤手当支給を実現
平成4年度	部活動指導業務手当を620円→750円へ改善
平成7年度	高速道路通勤に利用料金支給実現、介護休暇・リフレッシュ年休の新設
平成8年度	教員特殊業務手当の改善（部活動指導業務手当を750円→1,200円に改善など）
平成11年度	リフレッシュ休暇の新設、夏季休暇を3日→5日に増加、 育児休暇の時間増（1日2回各30分以内→1日2回各45分以内へ）実現
平成14年度	育児休業の期間延長（生後1年未満→3年未満へ）、介護休暇の期間延長（連続する3ヵ月以内→6ヵ月以内へ）、子の看護休暇の新設、福島高教組顧問介護士の活用開始
平成18年度	子育て休暇（7日）の新設
平成20年度	教員特殊業務手当の倍増（部活動指導業務手当1,200円→2,400円へなど） 短期の家族介護等に対する欠勤制度の新設
平成21年度	子育て休暇の取得日数（対象となる子1人年7日、2人以上10日以内）の拡大、
平成22年度	部活動指導業務手当（2時間以上3時間45分未満1,200円）の新設 一般職員の給与減額措置を終了させる
平成23年度	警戒区域等での「災害応急作業等に関わる特殊勤務手当」の新設
平成24年度	子育て休暇の対象年齢を中学卒業まで拡大
平成26年度	教員特殊業務手当の改善（部活動指導業務手当2,400円→3,000円へなど） 交通機関等利用者の通勤手当支給限度額の改善（61,000円→63,000円） 再任用職員への単身赴任手当及び住居手当支給を実現
平成27年度	単身赴任手当の改善（基礎額の月額26,000円→30,000円へなど） 臨時的任用職員の年次有給休暇の繰り越し実現
平成28年度	介護休暇の分割取得、要介護家族の同居要件緩和を実現 福島高教組「団体生命共済」の全員一律加入を実現
平成29年度	教員特殊業務手当の改善（部活動指導業務手当3,000円→3,600円へなど）
平成30年度	実習教諭の部活動単独引率を実現
令和元年度	住居手当の改善（最高支給限度額27,000円→28,000円） 宿日直手当の改善（一般宿日直手当5,300円→5,400円へなど） 交通機関等利用者の通勤手当支給限度額の改善（63,000円→64,000円） 講師の待遇改善を実現 空白の期間撤廃・公立学校共済への加入・時間講師の期末手当支給 初任給の引き上げ（大学卒1級21号→1級25号）・昇給上限の撤廃（1級68号→上限無し）
令和2年度	公立学校教員採用候補者選考試験受験資格の緩和を実現 年齢制限の緩和（一般選考・特別選考Ⅱ「満50歳以下」、特別選考Ⅰ「満59歳以下」 →「制限なし（60歳未満）」へ） 特別選考Ⅰの受験資格緩和（教諭・養護教諭経験3年以上→2年以上へ） 中学・高校併願制度の導入（国語・数学・英語は中高併願が可能に） 部活動指導手当支給要件4時間程度3,600円の削除を回避、3時間程度2,700円が追加
令和3年度	赴任旅費の緩和の実現 やむを得ずホテル等に宿泊した際、2日2夜分の上限が3日3夜分に拡充 生徒引率業務時の旅費拡充の実現（食事提供なしの場合、1食あたり1,300円支給） 勤怠管理システムによる年休等申請の実現